

## 令和3年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件

### 〈予算〉

- 1 令和3年度墨田区一般会計補正予算
- 2 令和3年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 3 令和3年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 4 令和4年度墨田区一般会計予算
- 5 令和4年度墨田区国民健康保険特別会計予算
- 6 令和4年度墨田区介護保険特別会計予算
- 7 令和4年度墨田区後期高齢者医療特別会計予算

### 〈条例〉

- 1 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 2 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区私道整備助成条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区道における道路構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 8 墨田区立公園条例の一部を改正する条例
- 9 墨田区立校外学園条例を廃止する条例
- 10 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

### 〈契約〉

- 1 財産の取得の一部変更について

### 〈その他〉

- 1 墨田区亀沢保育園の指定管理者の指定について

## 令和3年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件概要

### 〈条例〉

#### 1 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

墨田区人権啓発基本計画の改定が完了することに伴い、墨田区人権啓発基本計画改定検討委員会を廃止する。

##### (2) 施行期日

本年4月1日

#### 2 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

第32回オリンピック競技大会（2020／東京）及び東京2020パラリンピック競技大会の終了に伴い、職員の派遣先団体から公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を除く。

##### (2) 施行期日

本年4月1日

#### 3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

特別区人事委員会からの意見等を踏まえ、職員が勤務しないことが相当である場合における休暇として任命権者が承認する休暇に不妊治療のための休暇を新たに加える。

##### (2) 施行期日

本年4月1日

#### 4 墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由

木造住宅の耐震化の一層の促進を図るため、耐震改修工事の助成対象区域及び耐震装置設置の助成対象住宅の拡大並びに高齢者等が居住する住宅等の耐震改修工事に係る助成率の引上げを行うとともに、簡易改修工事の助成を廃止するほか、所要の改正をする。

##### (2) 内容、施行期日等

別紙1のとおり

#### 5 墨田区私道整備助成条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

一般交通の用に供されている私道における良好な交通環境の確保を図るため、車両の通行に支障となっている電柱の移設に係る費用を助成金の交付対象に新

たに加えるほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

6 墨田区道における道路構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

道路法の一部改正（2. 5. 27 公布、2. 11. 25 一部施行）及び道路構造令の一部改正（2. 11. 20 公布、2. 11. 25 施行）に伴い、交通安全施設に自動運行補助施設を加えるとともに、歩行者利便増進道路に係る構造基準を新たに設ける。

(2) 施行期日

公布の日

7 墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

固定資産税に係る固定資産の評価替え（令和3年度）に伴い、道路占用料を改定する。

(2) 内容及び施行期日

別紙2のとおり

8 墨田区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

固定資産税に係る固定資産の評価替え（令和3年度）等に伴い、公園の土地等の使用料等の上限額を改定するとともに、墨田区立隅田公園における事業又は営業活動を伴う占用に係る占用料を定めるほか、所要の改正をする。

(2) 内容及び施行期日

別紙3のとおり

9 墨田区立校外学園条例を廃止する条例

(1) 廃止理由及び内容

学習内容充実の必要性、緊急医療の対策、安全性の確保、効率的な運営等を検討した結果、校外学習施設としての役割を終えたと判断したため、墨田区立あわの自然学園を廃止する。

(2) 施行期日

本年4月1日

10 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

特別区人事委員会からの意見等を踏まえ、幼稚園教育職員が勤務しないことが相当である場合における休暇として教育委員会が承認する休暇に不妊治療の

ための休暇を新たに加える。

(2) 施行期日

本年4月1日

〈契約〉

1 財産の取得の一部変更について

(1) 変更理由 墨田中学校外6校の武道場に係る空調機の賃貸借契約においては、契約の相手方が東京都から空調機設置に係る補助金の交付を受けた場合には契約金額を減額することとしていたが、当該補助金が交付されたため、契約金額を変更する。

(2) 契約金額	月額	変更前	139万1,720円
		変更後	71万2,547円（令和4年4月分は、端数調整のため71万2,442円）
		差額	67万9,173円
	総額	変更前	1億6,700万6,400円
		変更後	8,890万1,400円
		差額	7,810万5,000円

〈その他〉

1 墨田区亀沢保育園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区亀沢保育園の指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 墨田区亀沢保育園

(2) 指定管理者 社会福祉法人清心福祉会

(3) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで



## 墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例概要

## 1 助成対象区分及び助成率

種別	助成対象	区分	助成率		
			現行	令和4年4月1日(案)	令和4年10月1日(案)
簡易改修工事等 (区内全域)	耐震改修 計画作成等		1 / 2	同左	廃止
	簡易改修 工 事	一般の場合	1 / 3	同左	
		緊急対応地区の場合	1 / 2	同左	
		指定道路沿道の場合	3 / 4	同左	
		高齢者等が居住する場合	2 / 3	同左	
		緊急対応地区の場合	2 / 3	同左	
		指定道路沿道の場合	5 / 6	同左	
		福祉住宅改修助成事業併用の場合	5 / 6	同左	
	民間木造賃貸住宅改修支援事業併用の場合	2 / 3	同左		
	耐震装置 設 置	高齢者等が居住する場合	9 / 10	同左	
一般の場合			<u>9 / 10</u>	同左	
耐震改修工事等 (緊急対応地区内)	耐震改修 計画作成等		10 / 10	同左	同左
	耐震改修 工 事	一般の場合	1 / 2	同左	同左
		指定道路沿道の場合	3 / 4	同左	同左
		高齢者等が居住する場合	2 / 3	<u>5 / 6</u>	同左
		指定道路沿道の場合	5 / 6	同左	同左
		福祉住宅改修助成事業併用の場合	5 / 6	同左	同左
		民間木造賃貸住宅改修支援事業併用の場合	2 / 3	<u>5 / 6</u>	同左
除 却	除却工事の場合	1 / 2	同左	同左	
耐震改修工事 (緊急対応地区外)	耐震改修 計画作成等			<u>10 / 10</u>	同左
	耐震改修 工 事	一般の場合		<u>1 / 2</u>	同左
		高齢者等が居住する場合		<u>5 / 6</u>	同左
		福祉住宅改修助成事業併用の場合		<u>5 / 6</u>	同左
		民間木造賃貸住宅改修支援事業併用の場合		<u>5 / 6</u>	同左

## 2 施行期日

本年4月1日（一部の改正規定については、同年10月1日）

## 3 その他

本条例の改正に伴い、付則で「墨田区コミュニティ住宅条例」の一部を改正する。



## 墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例概要

## 1 占用料の改定

固定資産税に係る固定資産の評価替え（令和3年度）に伴い、道路占用料を次のように改定する。

占 用 物 件		単 位	現 行	改正案	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	7,970円	9,350円	
	第2種電柱		12,200円	14,300円	
	第3種電柱		16,500円	19,300円	
	第1種電話柱		6,440円	7,720円	
	第2種電話柱		10,400円	12,400円	
	第3種電話柱		14,200円	17,000円	
	その他の柱類		710円	830円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき 1年	71円	83円	
	地下に設ける電線その他の線類		42円	50円	
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	6,980円	8,180円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき 1年	4,270円	5,010円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	14,200円	16,700円	
	広告塔	表示面積1㎡につき 1年	20,300円	23,400円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき 1年	14,200円	16,700円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04m未満のもの	長さ1mにつき 1年	160円	190円	
	外径が0.04m以上0.07m未満のもの		290円	340円	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		420円	500円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		640円	750円	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		850円	1,000円	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		1,280円	1,500円	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		1,700円	2,000円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		2,990円	3,500円	
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの		4,270円	5,010円	
外径が1.0m以上のもの	8,540円	10,000円			
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1㎡につき 1年	12,400円	14,800円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1㎡につき 1年	14,200円	16,700円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	A×0.004	現行どおり	
			A×0.006		
			A×0.007		
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき 1年	10,100円	11,700円	
	地下に設ける通路		6,100円	7,020円	
その他のもの		9,060円	10,400円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき 1日	200円	230円	
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1㎡につき 1年	20,300円	23,400円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1㎡につき 1年	20,300円	23,400円
	標識		1本につき 1年	11,300円	13,300円
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡又は1本につき 1日	200円	230円
		その他のもの	その面積1㎡又は1本につき 1年	20,300円	23,400円
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき 1年	203,300円	234,000円
その他のもの	101,600円	117,000円			
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき 1年	14,200円	16,700円	



令第7条第3号に掲げる施設		占有面積 1 m <sup>2</sup> につき	1年	A×0.024	現行どおり	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場	占有面積 1 m <sup>2</sup> につき	1年	20,300円	23,400円	
	危険防止施設			7,200円	8,640円	
	詰所			20,300円	23,400円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		占有面積 1 m <sup>2</sup> につき	1年	14,200円	16,700円	
令第7条第8号に掲げる施設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積 1 m <sup>2</sup> につき	1年	階数が1のもの	A×0.006	現行どおり
				階数が2のもの	A×0.008	
				階数が3のもの	A×0.011	
				階数が4以上のもの	A×0.012	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの			階数が1のもの	A×0.004	
				階数が2のもの	A×0.006	
				階数が3以上のもの	A×0.007	
	その他のもの					
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場（同号口に掲げる道路に係るものを除く。）	建築物	占有面積 1 m <sup>2</sup> につき	1年	階数が1のもの	A×0.006	現行どおり
				階数が2のもの	A×0.008	
				階数が3のもの	A×0.011	
				階数が4以上のもの	A×0.012	
	その他のもの					
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積 1 m <sup>2</sup> につき	1年	階数が1のもの	A×0.006	現行どおり
				階数が2のもの	A×0.008	
				階数が3のもの	A×0.011	
				階数が4以上のもの	A×0.012	
	その他のもの					
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積 1 m <sup>2</sup> につき	1年	A×0.024	現行どおり	
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占有面積 1 m <sup>2</sup> につき	1年	階数が1のもの	A×0.006	現行どおり
				階数が2のもの	A×0.008	
				階数が3のもの	A×0.011	
				階数が4以上のもの	A×0.012	
	その他のもの					

※ 「法」は道路法を、「令」は道路法施行令をいう。

※ Aは、近傍類似の土地の時価を表す。

## 2 施行期日

本年4月1日

## 墨田区立公園条例の一部を改正する条例概要

## 1 公園の土地等の使用料等の上限額の改定及び公園施設の廃止

固定資産税に係る固定資産の評価替え（令和3年度）等に伴い、公園の土地及び付属設備の使用料並びに公園の占用料の上限額を次のように改定するほか、公園施設を廃止する。

## (1) 土地及び公園施設の使用料

種 別	単 位	金 額	
		現 行	改正案
土地	m <sup>2</sup> /月	1,693円	2,031円
公園施設	か所/月	14,000円	[削除]

## (2) 付属設備の使用料

種 別	単 位	金 額	
		現 行	改正案
付属設備	1時間	70円	90円
	1日	100円	現行どおり

## (3) 公園の占用料

種 別	単 位	金 額	
		現 行	改正案
電柱、標識	本/月	1,583円	1,856円
水道管、下水管、ガス管、電線	m/月	703円	825円
鉄塔	m <sup>2</sup> /月	1,173円	1,375円
変圧塔、マンホール類	か所/月	1,173円	1,375円
郵便差出箱、信書便差出箱	か所/月	469円	550円
公衆電話所	か所/月	1,173円	1,375円
地下の占用物件	地上露出部分	m <sup>2</sup> /月	865円
	地下部分		412円
高架の占用物件	m <sup>2</sup> /月	586円	687円
天体、気象又は土地の観測施設	m <sup>2</sup> /月	987円	1,184円
写真撮影のための常時占用	台/月	9,360円	10,800円
写真撮影のための臨時的な占用	1回 (1時間以内)	14,625円	16,875円
その他の占用	m <sup>2</sup> /日	39円	45円

## 2 事業又は営業活動を伴う占用に係る占用料の設定

墨田区立隅田公園における占用行為の公平性確保と日常の賑わい創出の両立を図るため、事業又は営業活動を伴う占用に係る占用料を定める。

種 別	単 位	金 額
墨田区立隅田公園（区長が別に指定する区域内に限る。）にお	m <sup>2</sup>   午前6時から午前10時まで	23円

ける事業又は営業活動を伴う占用	午前10時から午後4時まで	34円
	午後4時から午後10時まで	34円

### 3 施行期日

本年4月1日（一部の改正規定については、公布の日）